

別添 1 海査第 287 号(昭和 59 年 12 月 25 日付)「船舶安全法に係る外国試験機関の試験データの活用について」新旧対照表

改正	現行
<p>海査第 287 号 昭和 59 年 12 月 25 日 (一部改正)国海安第 178 号・国海査第 482 号 平成 24 年 4 月 10 日</p> <p>各地方運輸局長 神戸運輸監理部長殿 沖縄総合事務局長</p> <p>海事局長</p> <p>船舶安全法に係る試験機関等の試験データの活用について</p> <p>事業者が船舶安全法に基づく認証を一層容易に取得し得るようするため、試験能力等に関し一定の要件を満たす試験機関等の試験データを受け入れることし、別紙のとおり船舶安全法における型式承認等に係る試験機関等の試験データの活用のためのガイドラインを定めたので通知する。 なお、管内各運輸支局長、各海事事務所長又は運輸事務所長あてこの旨周知された</p> <p>別紙 ガイドライン</p> <p>船舶安全法における型式承認等に係る試験機関等の試験データの活用のためのガイドライン</p> <p>船舶安全法(以下「法」という。)における型式承認等に係る試験機関等の試験データを活用するため、法第 6 条第 3 項の規定に基づく予備検査及び法第 6 条の 4 第 1 項の規定に基づく型式承認に係る試験の免除の要件を次のように定める。</p>	<p>海査第 287 号 昭和 59 年 12 月 25 日</p> <p>各地方運輸局長 神戸海運監理部長殿 沖縄総合事務局長</p> <p>海上技術安全局長</p> <p>船舶安全法に係る外国試験機関の試験データの活用について</p> <p>昭和 59 年 4 月 27 日の経済対策閣僚会議において、対外経済対策の一環として、基準・認証制度の改善に係る事項について、船舶安全法を含む 18 の法律の認証制度に係る検査において、外国事業者が我が国の認証を一層容易に取得し得るようするため、試験能力等に関し一定の要件を満たす外国試験機関の試験データを受け入れることし、昭和 59 年中に試験能力等の要件、受け入れ方式等について当該認証制度に即した明確なガイドラインを作成、公表することが決定された。これを受けて別紙のとおり船舶安全法における型式承認等に係る外国試験機関の試験データの活用のためのガイドラインを定めたので通知する。 なお、管内各海運支局長又は各海運事務所長あてこの旨周知されたい。</p> <p>別紙 ガイドライン</p> <p>船舶安全法における型式承認等に係る外国試験機関の試験データの活用のためのガイドライン</p> <p>船舶安全法(以下「法」という。)における型式承認等に係る外国試験機関の試験データを活用するため、外国で製造される物件に係る法第 6 条第 3 項の規定に基づく予備検査及び法第 6 条の 4 第 1 項の規定に基づく型式承認に関し、予備検査に係る試験の免除の要件を次のように定める。</p>

第1 予備検査の試験の免除

予備検査の申請者が、第3に掲げる試験機関等が発行する国際海事機関(IMO)が定める国際的な技術基準(これを取り入れた我が国の法令に基づく技術基準を含む。以下同じ。)で規定される試験方法及び判定基準に従う試験データ(以下「予備検査データ」という。)を提出した場合、管海官庁は、申請に係る予備検査の対象となる物件(以下「予備検査物件」という。)に関する法第2条第1項の命令に基づく基準に適合していることを判定するための試験であつて当該データに係るものを免除する。

第2 型式承認試験の免除

型式承認の申請者が、第3に掲げる試験機関等が発行するIMOが定める国際的な技術基準で規定される試験方法及び判定基準に従う試験データ(以下「型式承認物件等」という。)に申請に係る型式承認の対象となる物件又は船舶(以下「型式承認物件等」という。)に関する法第2条第1項の命令に基づく基準に適合していることを判定するための試験であつて当該データに係るものを免除する。

第3 試験機関等

試験データを活用する試験機関等は、次のいずれかとする。

(1) 試験業務を適確に実施するに足りる組織及び設備等を有し、予備検査物件又は型式承認物件等に係るIMOが定める国際的な技術基準で規定される試験方法及び判定基準に従う試験業務を適確に実施することができる、国の試験研究機関、地方自治体の公設試験研究機関、独立行政法人の試験研究機関又は外国政府の試験研究機関

(2) 予備検査物件又は型式承認物件等に係る試験について、ISO/IEC 17025:2005(JIS Q 17025:2005)「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づく試験所認定を取得している試験機関又はこれと同等の能力を有すると国土交通大臣が認める試験機関であつて、当該物件に係るIMOが定める国際的な技術基準で規定される試験方法及び判定基準に従う試験実施について相当程度の実績を有しているもの。

ただし、外国の試験機関にあつては、既に外国政府の型式承認を受けている物件(防火用材料を除く。)に係る試験データが提出される場合に限る。

(注1) 当該物件が防火用材料の場合、試験データはIMO FP.1/Circ.41 "List of Recognized Test Laboratories"に掲載された試験機関(日本国政府が認定する試験機関の試験データ受入れを表明している外国政府が認定する試験機関に限る。)が発行したものであること。

(注2) 上記のIMO FP.1/Circ.41において、日本国政府が認定する試験機関の試験データ受入れを表明している外国政府は、デンマーク、エストニア、ギリシャ、オランダ、ノルウェー、スペイン及び英国の7カ国である。(2011年1月31日現在)

第1 予備検査の試験の免除

予備検査の申請者が、第3に掲げる外国試験機関が我が国の法令に基づく試験方法及びそれと同等の合理的な試験方法により行った試験データを提出した場合、管海官庁は、申請に係る予備検査の対象となる物件(以下「予備検査物件」という。)に関する法第2条第1項の命令に基づく基準に適合していることを判定するための試験であつて当該データに係るものを免除する。

第2 型式承認試験の免除

型式承認の申請者が、第3に掲げる外国試験機関が我が国の法令に基づく試験方法及びそれと同等の合理的な試験方法により行った試験データを提出した場合には、運輸大臣は、申請に係る型式承認の対象となる物件又は船舶(以下「型式承認物件等」という。)に関する法第2条第1項の命令に基づく基準に適合していることを判定するための試験であつて当該データに係るものを免除する。

第3 外国試験機関

試験データを活用する外国試験機関は、次のいずれかとする。

(1) 試験業務を適確に実施するに足りる組織及び設備等を有し、我が国の法令に基づく試験方法による試験業務を適確に実施することができる政府の試験機関

(3) 外国政府がその試験データを受け入れることとしている試験機関であって、次の要件を満たしていることを国土交通大臣が認めたもの

(i) 試験業務を適確に実施するに足りる組織及び設備等を有し、IMO が定める国際的な技術基準で規定される試験方法及び判定基準に従う試験業務を適確に実施することができること。

(ii) 予備検査物件又は型式承認物件等に係る IMO が定める国際的な技術基準で規定される試験方法及び判定基準に従う試験実施について相当程度の実績を有していること。

(iii) 試験業務を公正かつ適確に実施するに足りる経理的基礎を有すること。例えば、次に掲げる基準に該当していること。

① 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。

② 事業規模に比し、相当程度の固定資産を保有していること。

(iv) その他中立性等の点において試験業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。例えば、次に掲げる基準に該当していること。

① 役員に造船事業者若しくは舶用品製造事業者(当該事業者が法人の場合)にあつては、その役員又は職員)又は造船事業者若しくは舶用品製造事業者と密接な関係を有する者が含まれないこと。

② 試験業務の公正な実施の支障となる覚書又は協定が存在しないこと。

(4) 船舶安全法の規定に基づく登録船級協会の検査員の立ち会いのもと、予備検査物件又は型式承認物件等に係る IMO が定める国際的な技術基準で規定される試験方法及び判定基準に従う試験を実施する試験機関。ただし、登録船級協会の検査員の署名のある当該物件の試験データが提出される場合に限る。

第4 管海官庁及び国土交通大臣が提出を求めめる書類

(1) 管海官庁又は国土交通大臣は、第3(2)に掲げる試験機関であることを確認するために、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(i) ISO/IEC 17025:2005 (JIS Q 17025:2005) に基づく試験所認定に係る登録証の写し

(ii) 予備検査物件又は型式承認物件等の試験に関して相当程度の実績を有していることを示す書類

(iii) その他管海官庁又は国土交通大臣が必要とする書類

(2) 国土交通大臣は、第3(3)に掲げる試験機関であることを確認するために、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(i) 組織、職員の数及び施設その他の機関の概要を示す書類

(ii) 試験業務の実施方法を定めた書類

(2) 政府がその試験データを受け入れることとしている試験機関であって次の要件を満たすもの

(i) 試験業務を適確に実施するに足りる組織及び設備等を有し、我が国の法令に基づく試験方法による試験業務を適確に実施することができること。

(ii) 当該機関が存する国の基準・認証制度のもとで予備検査物件又は型式承認物件等の試験に関して相当程度の実績を有していること。

(iii) 試験業務を公正かつ適確に実施するに足りる経理的基礎を有すること。例えば、次に掲げる基準に該当していること。

① 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。

② 事業規模に比し、相当程度の固定資産を保有していること。

(iv) その他中立性等の点において試験業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。例えば、次に掲げる基準に該当していること。

① 役員に造船事業者若しくは舶用品製造事業者(当該事業者が法人の場合)にあつては、その役員又は職員)又は造船事業者若しくは舶用品製造事業者と密接な関係を有する者が含まれないこと。

② 試験業務の公正な実施の支障となる覚書又は協定が存在しないこと。

第4 運輸大臣が提出を求めめる書類

(1) 運輸大臣は、外国試験機関が第3に掲げる機関であることを確認するために、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(i) 当該機関が存する国の基準・認証制度の概要を示す書類

(ii) 組織、職員の数及び施設その他の機関の概要を示す書類

(iii) 試験業務に用いる機械器具、その他設備の数、性能及びその所有又は借入の別を示す書類

(iv) 外国政府が試験データを受け入れることとしている試験機関であることを示す書類

(v) 予備検査物件又は型式承認物件等の試験に相当程度の実績を有していることを示す書類

(vi) 定款又はこれに準ずる書類

(vii) 役員の名簿及び当該役員の実績を示す書類

(viii) 最近3年間の事業年度の財産目録及び貸借対照表

(ix) その他国土交通大臣が必要とする書類

第5 試験機関の周知

(1) 管海官庁は、予備検査の試験につき試験データにより免除した当該物件及び当該データを発行した試験機関を検査測度課長に報告すること。(既に(2)の一覽表に掲載された試験機関である場合を除く。)

(2) 検査測度課長は、型式承認試験につき試験データにより免除した当該物件及び当該データを発行した試験機関並びに前項により報告された物件及び試験機関を一覽表としてとりまとめ、試験機関等の試験データの活用のため関係者に周知すること。

附則 このガイドラインは、昭和60年4月1日から適用する。

附則 このガイドラインは、平成24年4月10日から適用する。

(iii) 試験業務の実施方法を定めた書類

(iv) 試験業務に用いる機械器具、その他設備の数、性能及びその所有又は借入の別を示す書類

(2) 運輸大臣は、外国試験機関が第3(2)に掲げる機関に該当する場合には、(1)に掲げる書類のほか、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(i) 当該機関が存する国の基準・認証制度のもとで当該国の政府が試験データを受け入れることとしている試験機関であることを示す書類

(ii) 当該機関が存する国の基準・認証制度のもとで予備検査物件又は型式承認物件等の試験に相当程度の実績を有していることを示す書類

(iii) 定款又はこれに準ずる書類

(iv) 役員の名簿及び当該役員の実績を示す書類

(v) 最近3年間の事業年度の財産目録及び貸借対照表

(vi) 試験業務以外の業務を行っている場合には、その業務の概要を示す書類

(3) 運輸大臣は、(1)及び(2)に掲げるもののほか、外国試験機関が第3に掲げる機関であることを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(4) (1)及び(2)による書類の提出は、予備検査に係る場合にあっては管海官庁を、型式承認に係る場合にあっては関東運輸局長を経由して行うものとする。

第5 第3に掲げる外国試験機関の公表

運輸大臣又は管海官庁は、予備検査又は型式承認の申請をしようとする者から申し出があった場合には、外国試験機関が第3に掲げる機関であると確認されたものについて公表する。

附則 このガイドラインは、昭和60年4月1日から適用する。

別添 2 海査第 475 号(昭和 60 年 11 月 12 日付)「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に係る外国試験機関の試験データの活用について」 新旧対照表

改正	現行
<p>海査第 475 号 昭和 60 年 11 月 12 日 (一部改正)国海安第 178 号・国海査第 482 号 平成 24 年 4 月 10 日</p> <p>各地方運輸局長 神戸運輸監理部長殿 沖繩総合事務局長</p> <p>海事局長</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に係る試験機関等の試験データの活用について</p> <p>船舶安全法第 6 条第 3 項の規定に基づく予備検査及び同法第 6 条ノ 4 第 1 項の規定に基づき型式承認については、昭和 59 年 12 月 25 日付海査第 287 号「船舶安全法に係る試験機関等の試験データの活用について」により試験データの活用が定められている。</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 19 条の 49 第 1 項により準用される船舶安全法第 6 条第 3 項の規定に基づく予備検査及び同法第 6 条ノ 4 第 1 項の規定に基づく型式承認、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 43 条の 9 第 1 項の規定に基づく粉砕設備等の型式承認についても海査第 287 号を準用することとする。</p> <p>この場合において、海査第 287 号について下記のとおり読み替えるものとする。 なお、この旨各運輸支局長、各海事事務所長又は運輸事務所長あて周知されたたい。</p>	<p>海査第 475 号 昭和 60 年 11 月 12 日</p> <p>各地方運輸局長 神戸海運監理部長殿 沖繩総合事務局長</p> <p>海上技術安全局長</p> <p>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に係る外国試験機関の試験データの活用について</p> <p>外国で製造される物件に係る船舶安全法第 6 条第 3 項の規定に基づく予備検査及び同法第 6 条ノ 4 第 1 項の規定に基づく型式承認については、昭和 59 年 12 月 25 日付海査第 287 号「船舶安全法に係る外国試験機関の試験データの活用について」により外国試験データの活用が定められている。</p> <p>外国で製造される物件に係る海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第 17 条の 15 により準用される船舶安全法第 6 条第 3 項の規定に基づく予備検査及び同法第 6 条ノ 4 第 1 項の規定に基づく型式承認、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づくくん尿処理装置の型式承認並びに同規則第 33 条の 4 第 1 項の規定の基づく排出油防除資材の型式承認についても海査第 287 号を準用することとする。</p> <p>この場合において、海査第 287 号について下記のとおり読み替えるものとする。 なお、この旨各海運支局長又は各海運事務所長あて周知されたたい。</p>
記	記

左欄の字句を右欄の字句に読み替えるものとする。

船舶安全法 法第6条第3項の規定	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 法第19条の49第1項により準用する船舶安全法第6条第3項の規定
法第6条/4第1項の規定	法第19条の49第1項により準用する船舶安全法第6条/4第1項の規定
予備検査の対象となる物件(以下「予備検査物件」という。)に関する法第2条第1項の命令	予備検査の対象となる物件(以下「予備検査物件」という。)に関する法第5条第1項(ビルジ等排出防止設備)、第2項(水バラスト等排出防止設備)及び第3項(貨物艙原油洗浄設備)の規定、法第9条の3第1項(有害液体物質排出防止設備)の規定、法第10条の2第1項(ふん尿等排出防止設備)の規定、法第19条の24第1項(揮発性物質放出防止設備)の規定並びに法第19条の26第2項(船舶発生油等焼却設備)の規定
型式承認の対象となる物件又は船舶(以下「型式承認物件等」という。)に関する法第2条第1項の命令	型式承認の対象となる物件等(以下「型式承認物件等」という。)に関する法第5条第1項(ビルジ等排出防止設備)、第2項(水バラスト等排出防止設備)及び第3項(貨物艙原油洗浄設備)の規定、法第9条の3第1項(有害液体物質排出防止設備)の規定、法第10条の2第1項(ふん尿等排出防止設備)の規定、法第19条の24第1項(揮発性物質放出防止設備)の規定並びに法第19条の26第2項(船舶発生油等焼却設備)の規定、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第2の2第1号(粉碎装置)の規定、並びに、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の3第3項(ふん尿及び汚水処理装置)及び第33条の3第2項(特定油防除資材)の規定、

左欄の字句を右欄の字句に読み替えるものとする。

船舶安全法 法第6条第3項の規定	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 法第17条の15により準用する船舶安全法第6条第3項の規定
法第6条/4第1項の規定	法第17条の15により準用する船舶安全法第6条/4第1項の規定
予備検査の対象となる物件(以下「予備検査物件」という。)に関する法第2条第1項の命令	予備検査の対象となる物件(以下「予備検査物件」という。)に関する法第5条第1項から第3項までの規定
型式承認の対象となる物件又は船舶(以下「型式承認物件等」という。)に関する法第2条第1項の命令	型式承認の対象となる物件等(以下「型式承認物件等」という。)に関する法第5条第1項から第3項までの規定、ふん尿処理装置に関する海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第2第4号のふん尿処理装置の技術上の基準を定める件(昭和47年運輸省告示第233号)の規定及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第33条の2第2項の規定

改正		現行	
根拠条文		根拠条文	
	型式承認	型式承認	予備検査
海洋汚染防止設備 ・ピルジ等排出防止設備 ・水バラスト等排出防止設備 ・貨物艙原油洗浄設備 ・有害液体物質排出防止設備 ・ふん尿等排出防止設備	法第 19 条の 49 第 1 項により準用する 船舶安全法 第 6 条ノ 4 第 1 項	海洋汚染防止設備 法第 17 条の 15	予備検査 法第 17 条の 15
大気汚染防止検査対象設備 ・硫酸化合物放出低減装置 ・揮発性物質放出防止設備 ・船舶発生油等焼却設備	同上		
粉碎装置	法律第 43 条の 9 第 1 項	はん尿処理装置 施行規則第 12 条の 2	二
はん尿及びび汚水処理装置	同上		二
油除除資材	同上	油除除資材 施行規則第 33 条の 4	二

改正 (読替え反映版)	現行 (読替え反映版)
<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律における型式承認等に係る試験機関等の試験データの活用のためのガイドライン</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「法」という。))における型式承認等に係る試験機関等の試験データを活用するため、法第19条の49第1項により準用する船舶安全法第6条第3項の規定に基づく予備検査及び法第19条の49第1項により準用する船舶安全法第6条第4項第1項の規定に基づく型式承認に関し、予備検査に係る試験の免除及び型式承認に係る試験の免除の要件を次のように定める。</p> <p>第1 予備検査の試験の免除</p> <p>予備検査の申請者が、第3に掲げる試験機関等が発行する国際海事機関(IMO)が定める国際的な技術基準(これを取り入れた我が国の法令に基づく技術基準を含む。以下同じ。)で規定される試験方法及び判定基準に従う試験データを提出した場合、官海官庁は、申請に係る予備検査の対象となる物件(以下「予備検査物件」という。))に関する法第5条第1項(ピルジ等排出防止設備)、第2項(水バラスト等排出防止設備)及び第3項(貨物艙原油洗浄設備)の規定、法第9条の3第1項(有害液体物質排出防止設備)の規定、法第10条の2第1項(ふん尿等排出防止設備)の規定、法第19条の24第1項(揮発性物質放出防止設備)の規定並びに法第19条の26第2項(船舶発生油等焼却設備)の規定に基づく基準に適合していることを判定するための試験であつて当該データに係るものを免除する。</p> <p>第2 型式承認試験の免除</p> <p>型式承認の申請者が、第3に掲げる試験機関等が発行するIMOが定める国際的な技術基準で規定される試験方法及び判定基準に従う試験データを提出した場合には、国土交通大臣は、申請に係る型式承認の対象となる物件等(以下「型式承認物件等」という。))に関する法第5条第1項(ピルジ等排出防止設備)、第2項(水バラスト等排出防止設備)及び第3項(貨物艙原油洗浄設備)の規定、法第9条の3第1項(有害液体物質排出防止設備)の規定、法第10条の2第1項(ふん尿等排出防止設備)の規定、法第19条の24第1項(揮発性物質放出防止設備)の規定並びに法第19条の26第2項(船舶発生油等焼却設備)の規定、並びに、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第2の2第1号(粉碎装置)の規定、並びに、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の3第3項(ふん尿及び汚水処理装置)及び第33条の3第2項(特定油防除資材)の規定に基づく基準に適合していることを判定するための試験であつて当該データに係るものを免除する。</p>	<p>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律における型式承認等に係る外国試験機関の試験データの活用のためのガイドライン</p> <p>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(以下「法」という。))における型式承認等に係る外国試験機関の試験データを活用するため、外国で製造される物件に係る法第17条の15により準用する船舶安全法第6条第3項の規定に基づく予備検査及び法第6条の4第1項の規定に基づく型式承認に関し、予備検査に係る試験の免除及び型式承認に係る試験の免除の要件を次のように定める。</p> <p>第1 予備検査の試験の免除</p> <p>予備検査の申請者が、第3に掲げる外国試験機関が我が国の法令に基づく試験方法及びそれと同等の合理的な試験方法により行った試験データを提出した場合には、官海官庁は、申請に係る予備検査の対象となる物件(以下「予備検査物件」という。))に関する法第5条第1項から第3項までの規定に基づく基準に適合していることを判定するための試験であつて当該データに係るものを免除する。</p> <p>第2 型式承認試験の免除</p> <p>型式承認の申請者が、第3に掲げる外国試験機関が我が国の法令に基づく試験方法及びそれと同等の合理的な試験方法により行った試験データを提出した場合には、運輸大臣は、申請に係る型式承認の対象となる物件等(以下「型式承認物件等」という。))に関する法第5条第1項から第3項までの規定、ふん尿処理装置に関する海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第2第4号のふん尿処理装置の技術上の基準を定める件(昭和47年運輸省告示第233号)の規定及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第33条の2第2項の規定に基づく基準に適合していることを判定するための試験であつて当該データに係るものを免除する。</p>

第3 試験機関等

試験データを活用する試験機関等は、次のいずれかとする。

(1) 試験業務を適確に実施するに足りる組織及び設備等を有し、予備検査物件又は型式承認物件等に係るIMOが定める国際的な技術基準で規定される試験方法及び判定基準に従う試験業務を適確に実施することができる、国立の試験研究機関、地方自治体の公設試験研究機関、独立行政法人の試験研究機関又は外国政府の試験研究機関

(2) 予備検査物件又は型式承認物件等に係る試験につき、ISO/IEC 17025:2005(JIS Q 17025:2005)「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づく試験所認定を取得している試験機関又はこれと同等の能力を有すると国土交通大臣が認める試験機関であって、当該物件等に係るIMOが定める国際的な技術基準で規定される試験方法及び判定基準に従う試験実施について相当程度の実績を有していること。

ただし、外国の試験機関にあつては、既に外国政府の型式承認を受けている物件に係る試験データが提出される場合に限る。

(3) 外国政府がその試験データを受け入れることとしている試験機関であつて、次の要件を満たしていることを国土交通大臣が認めたもの

(i) 試験業務を適確に実施するに足りる組織及び設備等を有し、IMOが定める国際的な技術基準で規定される試験方法及び判定基準に従う試験業務を適確に実施することができること。

(ii) 予備検査物件又は型式承認物件等に係るIMOが定める国際的な技術基準で規定される試験方法及び判定基準に従う試験実施について相当程度の実績を有していること。

(iii) 試験業務を公正かつ適確に実施するに足りる経理的基礎を有すること。例えば、次に掲げる基準に該当していること。

- ① 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。
- ② 事業規模に比し、相当程度の固定資産を保有していること。

(iv) その他中立性等の点において試験業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。例えば、次に掲げる基準に該当していること。

- ① 役員に造船事業者若しくは舶用品製造事業者(当該事業者が法人の場合にあつては、その役員又は職員)又は造船事業者若しくは舶用品製造事業者と密接な関係を有する者が含まれないこと。
- ② 試験業務の公正な実施の支障となる覚書又は協定が存在しないこと。

(4) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく登録船級協会の検査員の立ち会いのもと、予備検査物件又は型式承認物件等に係るIMOが定める国際的な

第3 外国試験機関

試験データを活用する外国試験機関は、次のいずれかとする。

(1) 試験業務を適確に実施するに足りる組織及び設備等を有し、我が国の法令に基づく試験方法による試験業務を適確に実施することができる政府の試験機関

(2) 政府がその試験データを受け入れることとしている試験機関であつて次の要件を満たすもの

(i) 試験業務を適確に実施するに足りる組織及び設備等を有し、我が国の法令に基づく試験方法による試験業務を適確に実施することができること。

(ii) 当該機関が存する国の基準・認証制度のもとで予備検査物件又は型式承認物件等の試験に関して相当程度の実績を有していること。

(iii) 試験業務を公正かつ適確に実施するに足りる経理的基礎を有すること。例えば、次に掲げる基準に該当していること。

- ① 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。
- ② 事業規模に比し、相当程度の固定資産を保有していること。

(iv) その他中立性等の点において試験業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。例えば、次に掲げる基準に該当していること。

- ① 役員に造船事業者若しくは舶用品製造事業者(当該事業者が法人の場合にあつては、その役員又は職員)又は造船事業者若しくは舶用品製造事業者と密接な関係を有する者が含まれないこと。
- ② 試験業務の公正な実施の支障となる覚書又は協定が存在しないこと。

技術基準で規定される試験方法及び判定基準に従う試験を実施する試験機関。ただし、登録船協会の検査員の署名のある当該物件の試験データが提出される場合に限る。

第4 管海官庁及び国土交通大臣が提出を求めめる書類

(1) 管海官庁又は国土交通大臣は、第3(2)に掲げる試験機関であることを確認するために、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(i) ISO/IEC 17025:2005(JIS Q 17025:2005)に基づく試験所認定に係る登録証の写し

(ii) 予備検査物件又は型式承認物件等の試験に関して相当程度の実績を有していることを示す書類

(iii) その他管海官庁又は国土交通大臣が必要とする書類

(2) 国土交通大臣は、第3(3)に掲げる試験機関であることを確認するために、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(i) 組織、職員の数及び施設その他の機関の概要を示す書類

(ii) 試験業務の実施方法を定めた書類

(iii) 試験業務に用いる機械器具、その他設備の数、性能及びその所有又は借入の別を示す書類

(iv) 外国政府が試験データを受け入れることとしている試験機関であることを示す書類

(v) 予備検査物件又は型式承認物件等の試験に関して相当程度の実績を有していることを示す書類

(vi) 定款又はこれに準ずる書類

(vii) 役員の名簿及び当該役員略歴を示す書類

(viii) 最近3年間の事業年度の財産目録及び貸借対照表

(ix) その他国土交通大臣が必要とする書類

第4 運輸大臣が提出を求めめる書類

(1) 運輸大臣は、外国試験機関が第3に掲げる機関であることを確認するために、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(i) 当該機関が存する国の基準・認証制度の概要を示す書類

(ii) 組織、職員の数及び施設その他の機関の概要を示す書類

(iii) 試験業務の実施方法を定めた書類

(iv) 試験業務に用いる機械器具、その他設備の数、性能及びその所有又は借入の別を示す書類

(2) 運輸大臣は、外国試験機関が第3(2)に掲げる機関に該当する場合には、(1)に掲げる書類のほか、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(i) 当該機関が存する国の基準・認証制度のもとで当該国の政府が試験データを受け入れることとしている試験機関であることを示す書類

(ii) 当該機関が存する国の基準・認証制度のもとで予備検査物件又は型式承認物件等の試験に関して相当程度の実績を有していることを示す書類

(iii) 定款又はこれに準ずる書類

(iv) 役員の名簿及び当該役員略歴を示す書類

(v) 最近3年間の事業年度の財産目録及び貸借対照表

(vi) 試験業務以外の業務を行っている場合には、その業務の概要を示す書類

(3) 運輸大臣は、(1)及び(2)に掲げるもののほか、外国試験機関が第3に掲げる機関であることを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(4) (1)及び(2)による書類の提出は、予備検査に係る場合にあっては管海官庁を、型式承

認に係る場合にあつては関東運輸局長を經由して行うものとする。

第5 試験機関の周知

(1) 管海官庁は、予備検査の試験につき試験データにより免除した当該物件及び当該データを発行した試験機関を検査測度課長に報告すること。(すでに(2)の一覽表に掲載された試験機関である場合を除く。)

(2) 検査測度課長は、型式承認試験につき試験データにより免除した当該物件及び当該データを発行した試験機関並びに前項により報告された物件及び試験機関を一覽表としてとりまとめ、試験機関等の試験データの活用のため関係者に周知すること。

附則 このガイドラインは、昭和60年4月1日から適用する。

附則 このガイドラインは、平成24年4月10日から適用する。

第5 第3に掲げる外国試験機関の公表

運輸大臣又は管海官庁は、予備検査又は型式承認の申請をしようとする者から申し出があつた場合には、外国試験機関が第3に掲げる機関であると確認されたものについて公表する。

附則 このガイドラインは、昭和60年4月1日から適用する。

別添 3 船舶検査心得 1-4 船舶等型式承認規則 新旧対照表

改正	現行
<p>1-4 船舶等型式承認規則</p> <p>第 2 章 型式承認及び検定</p> <p>(型式承認の申請)</p> <p>5.1 (a) 申請書は、次の様式によることとし、用紙は、原則として A 列 4 番のものとする。</p> <p>(b) 5.1(a)型式承認申請書 2.中「事業場の名称及び所在地」には、型式承認を受けようとする船舶又は物件の製造者の主たる事業場の名称及び所在地を記載すること。ただし、当該船舶又は物件の主要部の製造又は組立の一部又は全部を外注する場合においては、当該外注先の事業者名並びに事業場の名称及び所在地を併せて記載させること。</p> <p>5.2 (a) 添付書類は、3 部(うち1部は申請を受けた管海官庁にて保管すること。)提出させること。</p> <p>(b) 地方運輸局長(神戸運輸監理部長及び沖繩総合事務局長を含む。以下同じ。)は、提出書類が適切であることを確認した上、提出書類を 2 部本省へ送付すること。</p> <p>(c) 製造事業場が当該申請に係る型式に適合する船舶又は物件を継続して製造する能力を有することにつき、本省より調査を依頼された場合、地方運輸局長は調査を行い、その結果を本省へ報告すること。</p> <p>(d) 添付書類は、部外秘とする。</p> <p>5.3 (a) 添付書類は、第 5 条第 2 項各号に掲げる書類のほか次に掲げる書類とする。ただし、当該船舶又は物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業場の登録書の写しを提出した場合、(1)(製造工程のフローチャートを除く。)及び(2)の添付書類の提出を免除して差し支えない。</p> <p>(1) 製造工程及び品質管理基準 製造工程のフローチャート及び社内検査基準(材料等及び外注品等の納品検査、中間検査及び完成品確認等)。ただし、型式承認を受けようとする船舶</p>	<p>1-4 船舶等型式承認規則</p> <p>第 2 章 型式承認及び検定</p> <p>(型式承認の申請)</p> <p>5.1 (a) 申請書は、次の様式によることとし、用紙は、原則として A 列 4 番のものとする。</p> <p>(b) 5.1(a)型式承認申請書 2.中「事業場の名称及び所在地」には、型式承認を受けようとする船舶又は物件の製造者の主たる事業場の名称及び所在地を記載すること。ただし、当該船舶又は物件の主要部の製造又は組立の一部又は全部を外注する場合においては、当該外注先の事業者名並びに事業場の名称及び所在地を併せて記載させること。</p> <p>5.2 (a) 添付書類は、4 部(本局管内事業者にあつては 3 部)提出させること。</p> <p>(b) 地方運輸局長(神戸運輸監理部長及び沖繩総合事務局長を含む。以下同じ。)は、提出書類が適切であることを確認した上、(C)の調査を行い意見を付した書類を 2 部本省へ送付すること。</p> <p>(c) 申請を受けた地方運輸局長は、製造事業場が当該申請に係る型式に適合する船舶又は物件を継続して製造する能力を有するかどうかにつき、製造設備、経営状態等を調査すること。</p> <p>なお、当該型式に係る製造事業場が他の地方運輸局(神戸運輸監理部及び沖繩総合事務局を含む。以下同じ。)の管轄区域にもある場合は、その地方運輸局に関係書類を送付し、調査を依頼すること。</p> <p>(d) 添付書類は、部外秘とする。</p> <p>5.3 (a) 次の書類を申請書に添付させること。</p> <p>(1) 製造工程及び品質管理基準 製造工程のフローチャート及び社内検査基準(材料等及び外注品等の納品検査、中間検査及び完成品確認等)。ただし、型式承認を受けようとする船舶</p>

又は物件の主要部の製造又は組立の一部又は全部を外注する場合においては、外注先の事業者等における製造工程のフローチャート及び社内検査基準を併せて添付させること。

(2) 製造者の当該型式の製造及び品質管理に係る部門の機構図(型式承認を受けようとする船舶又は物件の製造に携わる人員を明記させること。)

(3) 第 10 条に基づいた標示の方法

(4) 定款

(5) 型式承認を受けようとする船舶又は物件に関するパンフレット

(6) 型式承認を受けようとする物件がコンテナの場合にあっては、安全なコンテナに関する国際条約の附属書 I 第 5 規則設計型式による承認に関する規定 3 に規定する製造者の誓約書

(7) 型式承認を受けようとする物件が郵政大臣の行う検定に合格した船舶等型式承認規則第 6 条第 1 項ただし書きの物件を定める告示(平成 8 年運輸省告示第 161 号)で定める物件の場合にあっては、無線機器型式検定期則(昭和 36 年郵政省令第 40 号)第 9 条第 1 項の規定により交付された無線機器型式検定合格証書の写し

(b) 第 5 条第 2 項の添付書類の提出の免除は、申請書に添付すべき書類のうち、既に型式承認を受けている型式、または同時に申請する他の型式の申請書添付書類と同一内容であるものについて行うこと。

なお、(a)により添付させる書類についても同様とすること。

また、当該船舶又は物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業場の登録書の写しを提出した場合、第 5 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の添付書類の提出を免除して差し支えない。

又は物件の主要部の製造又は組立の一部又は全部を外注する場合においては、外注先の事業者等における製造工程のフローチャート及び社内検査基準を併せて添付させること。

(2) 製造者の当該型式の製造及び品質管理に係る部門の機構図(型式承認を受けようとする船舶又は物件の製造に携わる人員を明記させること。)

(3) 第 10 条に基づいた標示の方法

(4) 定款

(5) 型式承認を受けようとする船舶又は物件に関するパンフレット

(6) 型式承認を受けようとする物件がコンテナの場合にあっては、安全なコンテナに関する国際条約の附属書 I 第 5 規則設計型式による承認に関する規定 3 に規定する製造者の誓約書

(7) 型式承認を受けようとする物件が郵政大臣の行う検定に合格した船舶等型式承認規則第 6 条第 1 項ただし書きの物件を定める告示(平成 8 年運輸省告示第 161 号)で定める物件の場合にあっては、無線機器型式検定期則(昭和 36 年郵政省令第 40 号)第 9 条第 1 項の規定により交付された無線機器型式検定合格証書の写し

(b) 第 5 条第 2 項の添付書類の提出の免除は、申請書に添付すべき書類のうち、既に型式承認を受けている型式、または同時に申請する他の型式の申請書添付書類と同一内容であるものについて行うこと。

なお、(a)により添付させる書類についても同様とすること。

別添 4 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査心得
 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則 新旧対照表

改正	現行
<p>IV 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則</p> <p>第 2 章 型式承認及び検定</p> <p>(型式承認の申請)</p> <p>5.1 a) 型式承認の申請については、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>&2 (1) 地方運輸局長(運輸監理部長及び沖繩総合事務局長を含む。以下同じ。)は、型式承認申請書(以下本項において「申請書」という。)1 通及び添付書類 3 部(うち 1 部は申請を受けた管海官庁にて保管すること。)を提出させること。</p> <p>(2) 地方運輸局長は、提出書類が適切であることを確認した上、提出書類を 2 部本省へ送付すること。</p> <p>(3) 製造事業場が当該申請に係る型式に適合する船舶又は物件を継続して製造する能力を有することにつき、本省より調査を依頼された場合、地方運輸局長は調査を行い、その結果を本省へ報告すること。</p> <p>(4) 添付書類は、部外秘とする。</p> <p>5.3 a) 添付書類は、第 5 条第 2 項各号に掲げる書類のほか次に掲げる書類とする。ただし、当該船舶又は物件における品質マネジメントシステムの認証を取得していない製造事業場の登録書の写しを提出した場合、(1)(製造工程のプロローチャートを除く。)及び(2)の添付書類の提出を免除して差し支えない。</p> <p>(1) 製造工程及び品質管理基準 製造工程のプロローチャート等及び社内検査基準(材料等及び外注品等の納品検査、中間検査及び完成品確認等)。ただし、型式承認を受けようとする船舶又は物件の主要部の製造又は組立の一部又は全部を外注する場合にお</p>	<p>IV 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則</p> <p>第 2 章 型式承認及び検定</p> <p>(型式承認の申請)</p> <p>5.1 (a) 型式承認の申請については、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>&2 (1) 地方運輸局長(運輸監理部長又は沖繩総合事務局長を含む。以下同じ。)は、型式承認申請書(以下本項において「申請書」という。)1 通及び添付書類 3 部(支局(運輸支局、海事事務所又は海運事務所をいう。以下同じ。)管内の事業場であつては 4 部)を提出させること。</p> <p>(2) 地方運輸局長は、提出書類が適切であることを確認した上、(3)に規定する調査を行い、意見を付して、申請書 1 通及び添付書類 2 部を海事局長に送付し、本局(地方運輸局、運輸監理部又は沖繩総合事務局をいう。以下同じ。)において当該申請書の写し及び添付書類 1 部を保管すること。この場合において、運輸支局長(沖繩総合事務局長又は海運事務所をいう。以下同じ。)を經由する場合には、支局においても同様とすること。</p> <p>(3) 申請書を受けた地方運輸局長又は運輸支局長は、申請者が当該型式の物件を継続して製造する能力を有するかどうかにつき、製造設備、経営状態等を調査すること。この場合において、当該型式の物件を製造する事業場が他の地方運輸局長又は運輸支局長の管轄する区域内にもある場合には、当該地方運輸局長又は運輸支局長に関係書類を送付し、調査を依頼すること。</p> <p>5.3 (a) 添付書類は、第 2 項各号に掲げる書類のほか次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 製造工程のプロローチャート及び社内検査(材料等の受入検査、中間検査、中間検査、製品検査等)の基準</p>

いては、外注先の事業者等における製造工程のフローチャート及び社内検査基準を併せて添付させること。

(2) 製造者の当該型式の製造及び品質管理に係る部門の機構図(型式承認を受けようとする船舶又は物件の製造に携わる人員を明記させること。)

(3) 第 10 条に基づいた標示の方法

(4) 定款

(5) 型式承認を受けようとする船舶又は物件に関するパンフレット

(b) 第 5 条第 2 項の添付書類の提出の免除は、申請書に添付すべき書類のうち、既に型式承認を受けている型式、または同時に申請する他の型式の申請書添付書類と同一内容であるものについて行うこと。

なお、(a)により添付させる書類についても同様とすること。

また、当該船舶又は物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業者の登録書の写しを提出した場合、第 5 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の添付書類の提出を免除して差し支えない。

(2) 事業場の当該型式の製造及び品質管理に係る部門の機構図(申請に係る物件の製造に携わる部署及び人員を明示すること。)

(3) 第 10 条に規定する標示の方法

(4) 定款

(5) 当該型式の物件に関するパンフレット又は写真

(b) 第 5 条第 2 項の添付書類の提出の免除は、申請書に添付すべき書類のうち、既に型式承認を受けている型式、または同時に申請する他の型式の申請書添付書類と同一内容であるものについて行うこと。

なお、(a)により添付させる書類についても同様とすること。

別添 5 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係検査心得 新旧対照表

改正	現行										
<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係検査心得</p> <p>第 5 章 雑則</p> <p>(粉碎設備等の型式承認)</p> <p>37-15.2 特定油防除資材にかかる提出書類には、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第 37 条の 15 第 2 項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第 5 条第 3 項の提出書類の他に、次の物性試験の結果を提出すること。</p> <table border="1" data-bbox="630 1236 1066 1982"> <thead> <tr> <th>特定油防除資材</th> <th>物性試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>油処理剤</td> <td>比重の試験 色度の試験 分留性状の試験</td> </tr> <tr> <td>油吸着材</td> <td>アインタクティビティの成分比率の試験</td> </tr> <tr> <td>液体油ゲル化剤</td> <td>比重の試験 色度の試験</td> </tr> <tr> <td>粉末油ゲル化剤</td> <td>分析試験(赤外線吸収スペクトル測定試験) 分析試験(赤外線吸収スペクトル測定試験)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(海洋汚染物質の輸送方法に関する基準)</p> <p>37-17 (a)</p>	特定油防除資材	物性試験	油処理剤	比重の試験 色度の試験 分留性状の試験	油吸着材	アインタクティビティの成分比率の試験	液体油ゲル化剤	比重の試験 色度の試験	粉末油ゲル化剤	分析試験(赤外線吸収スペクトル測定試験) 分析試験(赤外線吸収スペクトル測定試験)	<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係検査心得</p> <p>第 5 章 雑則</p> <p>(海洋汚染物質の輸送方法に関する基準)</p> <p>37-17 (a)</p>
特定油防除資材	物性試験										
油処理剤	比重の試験 色度の試験 分留性状の試験										
油吸着材	アインタクティビティの成分比率の試験										
液体油ゲル化剤	比重の試験 色度の試験										
粉末油ゲル化剤	分析試験(赤外線吸収スペクトル測定試験) 分析試験(赤外線吸収スペクトル測定試験)										